

東村山市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和元年 8 月 2 9 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市印鑑条例の一部を改正する条例

東村山市印鑑条例（昭和 5 0 年東村山市条例第 1 7 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 住民票等に併記された旧氏での印鑑登録を可能とするため、本案を提出するものである。

東村山市印鑑条例の一部を改正する条例

東村山市印鑑条例（昭和50年東村山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「同令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「資格等他の事項を併せて」を「資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を」に改める。

第8条第4号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合は氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録」を「の記録が」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改める。

第14条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第5号中「、氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記録がされている旧氏を含む。）」を加え、「通称又は」を「通称又は氏名の」に、「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

東村山市印鑑条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(登録印鑑の制限)

第7条 市長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（同令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組合せたもので表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの

(3)～(6) (略)

2 (略)

(印鑑登録原票)

第8条 市長は、印鑑登録原票（電子計算機に記録されたものを含む。以下同じ。）を備え、次に掲げる事項を登録する。

(1)～(3) (略)

(4) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合は氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合は氏名及び当該通称）

(5)～(8) (略)

(印鑑登録の抹消)

第14条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1)～(4) (略)

旧 条 例

(登録印鑑の制限)

第7条 市長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号の一に該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組合せたもので表していないもの

(2) 職業、資格等他の事項を併せて表しているもの

(3)～(6) (略)

2 (略)

(印鑑登録原票)

第8条 (同左)

(1)～(3) (略)

(4) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合は、氏名及び通称）

(5)～(8) (略)

(印鑑登録の抹消)

第14条 市長は、印鑑登録者が次の各号の一に該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1)～(4) (略)

新 条 例

(5) 氏名、氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記録がされている旧氏を含む。）又は名（外国人住民の場合は、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）を変更したため登録している印鑑が第7条第1項第1号に該当することになったとき。

(6)・(7) (略)

旧 条 例

(5) 氏名、氏又は名（外国人住民の場合は、通称又は片仮名表記を含む。）を変更したため登録している印鑑が第7条第1号に該当することになったとき。

(6)・(7) (略)